

d マガジン for Biz（バウチャー形式提供版）ご利用規約

株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます）がお客さまに提供する d マガジン for Biz（バウチャー形式提供版）（以下「本サービス」といいます）は、この d マガジン for Biz ご利用規約（以下「本規約」といいます）に従って提供されます。お客さまが本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

なお、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が別に定める「ビジネスプラス利用規約」（以下「ビジネスプラス利用規約」といいます）に基づき提供される「ビジネスプラス」（以下「ビジネスプラス」といいます）のメニューの一つである「ビジネスプラス d マガジン」（以下「ビジネスプラス d マガジン」といいます）として本サービスをご利用されるお客さま（以下「ビジネスプラス契約者」といいます）については、本サービスは、本規約のほか、ビジネスプラス利用規約に従って提供されるものとしますが、本規約の各規定とビジネスプラス利用規約の各規定とが矛盾または抵触する場合は、本規約内において明示的に定める場合を除き、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

なお、第 1 条第 4 項に定義する指定アプリの使用条件は、当該指定アプリ上に定めるものとします。

第 1 条（本サービスの概要）

1. 本サービスとは、ドコモが提供する電子雑誌コンテンツ（以下、本サービスにおいて提供される電子雑誌コンテンツを「対象コンテンツ」といいます）をお客さまが本サービスに対応した端末（ドコモが別途指定するものとし、以下「本サービス対応端末」といいます）を用いて利用するために、本規約等に定める条件に基づきドコモがお客さまに提供するサービス（機能）を総称するものです。

2. 本サービスにおいてお客さまがご利用になれるサービス（機能）は、次の各号のとおりです。

①対象コンテンツの閲覧

②対象コンテンツに関する各種情報の閲覧

③本サービス内での対象コンテンツの閲覧履歴により端末に保存された対象コンテンツなどの情報を表示するページ（以下「マイページ」といいます）の閲覧

3. お客さまは、前項に定めるサービス（機能）を、第 6 条において明示的に許諾された範囲で、利用することができるものとします。

4. 本サービスのご利用には、本サービスを利用するためのドコモが発行する有効なシリアルコード（以下「シリアルコード」といいます）、ドコモ所定の本サービスを利用するためのアプリケーションソフトウェア（以下「指定アプリ」といいます）および本サービス対応端末が必要です。なお、本サービス対応端末であっても、機種によっては一部の機能をご利用

用いただけない場合があります。

5. お客様は第 2 項に定めるサービス（機能）を、本規約および個別規約等（第 4 条に定義する）（以下、総称して「本規約等」といいます）に基づき自らが負うのと同等の義務を負わせることを条件に、第 6 条においてお客様に明示的に許諾された範囲と同一の範囲で、お客様が指定する第三者（以下「エンドユーザー」といいます）に利用させることができるものとします。なお、この場合において、エンドユーザーによる本サービスの利用によりドコモ、エンドユーザーまたは第三者に生じた損害については、お客様がその責任を負うものとします。

6 お客様は前項に基づき第 2 項に定めるサービス（機能）を、エンドユーザーへ提供するにあたり、当該エンドユーザーから利用料を徴収したり、エンドユーザーに対して当該サービス（機能）の利用に係る権利を転売してはならないものとします。

7. ドコモは、お客様にあらかじめ通知することなく、対象コンテンツおよび本サービスの内容（本サービスで提供される各種情報を含みます）および仕様を変更し、それらの提供を停止または中止することができるものとします。

第 2 条（契約の成立等）

1. 本サービスは、次の各号のいずれかに該当するお客様にご利用いただくことができます。ただし、お客様がビジネスプラス d マガジンとして本サービスを利用することを希望される場合は、ビジネスプラス利用規約に定めるビジネスプラスの利用条件を満たす必要があります。

①ドコモと FOMA サービス契約約款または Xi サービス契約約款（以下「契約約款」といいます）に基づく回線契約（以下「対象回線契約」といいます）を締結しているお客様（ただし、一部ドコモが指定する料金種別で契約しているお客様を除き、以下「ドコモ回線契約者」といいます）

②対象回線契約を持たないお客様（以下「非回線契約者」といいます）

2. 本サービスのご利用を希望される場合、本規約に同意の上、ドコモが定める方法に従い、本サービスの利用にかかるお客様とドコモとの間の契約（以下「本サービス利用契約」といいます）のお申込みを行う必要があります。

3. ドコモは、前項に基づくお客様からのお申込みを受けた場合、審査の上、ドコモ所定の方法により、本サービス利用契約のお申込みに対する諾否を通知します。ドコモがお申込みを承諾する旨の通知を行った場合、ドコモとお客様が合意の上決定した日から、お客様とドコモとの間に本サービス利用契約が成立し、その効力を生じるものとします。なお、次の各号のいずれかに該当するとドコモが判断した場合、お客様からのお申込みを承諾しない場合があります。

①ドコモ回線契約者によるお申込みであり、かつ、対象回線契約について、利用停止中、利用休止中、電話番号保管中など、ドコモが別に定める状態にある場合

②本サービスの利用を停止され、または本サービス利用契約を解除されたことがあるお客さまによるお申込みである場合

③本サービス利用契約のお申込み内容もしくは届け出内容に不足もしくは不備があり、もしくは虚偽の内容が含まれる場合、またはそれらのおそれがある場合

④本サービスの利用を停止され、または本サービス利用契約を解除されたことがある場合

⑤過去に本規約等のいずれかに違反したことがあるまたは違反したおそれがある場合

⑥本規約等のいずれかに違反、または違反するおそれがある場合

⑦本サービスのご利用料金（以下「本サービス利用料」といいます）その他のドコモに対する債務のお支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合

⑧お客さまが法人ではない場合であって、別途ドコモが定める基準を満たさない場合

⑨その他ドコモが不適切と判断した場合

4. お客さまは、第 2 項に基づくお申込みの際のドコモへの届出内容その他本サービスに関するドコモへの届出内容に変更があった場合、速やかに変更後の内容についてドコモへ届け出るものとします。この場合、ドコモは、その届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出をお客さまに求める場合があります、お客さまはこれに応じるものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出が無い場合（届出後、ドコモがその変更内容を確認できるまでの間を含みます）、本規約に定めるドコモからの通知については、ドコモがお客さまから届出を受けている連絡先 への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

5. お客さまがビジネスプラス d マガジンとして本サービスを利用することを希望される場合は、本条に定める手続と併せて、別途ビジネスプラス利用規約の定めるところに従って、ビジネスプラスの利用にかかるお客さまとエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間の契約のお申込みを行う必要があります。

6. 本サービスは、本サービス利用契約の成立時点から本サービス利用契約が終了するまでの間(以下「本サービス利用可能期間」といいます)、シリアルコードを登録した指定アプリがインストールされた本サービス対応端末でご利用いただくことができます。なお、1つのシリアルコードで複数の本サービス対応端末から同時に本サービスを利用することはできません。

7. 本サービスを利用中の本サービス対応端末（以下、この項において「A 端末」といいます）にインストールされた指定アプリにおいて登録済みのシリアルコードを A 端末以外の本サービス対応端末（以下、この項において「B 端末」といいます）にインストールされた指定アプリから登録した場合（以下「端末変更」といいます）、当該端末変更を行った時点以降、A 端末で当該シリアルコードにより本サービスを利用することはできず、B 端末において当該シリアルコードにより本サービスを利用することができます。なお、本サービス利用可能期間中は何度でも端末変更を行うことができますが、端末変更を行った場合、端末変更後は、端末変更前の本サービスの利用に関する閲覧履歴等の本サービスのご利用情報(マ

ページ上の情報を含みます)を閲覧することはできません。

第 3 条 (契約の終了)

1. お客さまは、ドコモが別に定める方法に従い解約のお申込みをすることにより、いつでも本サービス利用契約を解約することができます。

2. ドコモは、お客さまが本規約等に違反したと認めるときは、ドコモが相当と判断する期間を定めて当該違反を是正するよう催告を行うものとし、当該期間内に違反の是正がなされなかった場合には、本サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとし、ます。

3. 前項の定めにかかわらず、ドコモは、お客さまが第2条3項各号のいずれかに該当する場合または次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、何らの通知または催告を要せず、直ちに本サービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとし、ます。

①本サービス利用料その他のドコモに対する債務をその支払期限を経過してもなお、お支払いただけない場合（ドコモが本サービス利用料等の債務に係るドコモの債権を請求事業者等（第9条に定義する）に譲渡した場合であって、これらの事業者へのお支払いがないときを含みます）

②本サービスがお客さま以外の第三者(エンドユーザを除きます)に利用され、またはシリアルコードもしくは本サービスの利用権を第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させたとドコモが判断した場合

③ドコモまたは第三者の著作権その他の権利を侵害する、または侵害するおそれのある行為を行ったことが判明した場合

④他のお客さま、エンドユーザーを含む第三者もしくはドコモに不利益もしくは損害を与える、またはそのおそれがある行為を行ったことが判明した場合

⑤本サービスの運営を妨げる行為を行ったことが判明した場合

⑥その他犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、違法な行為、公序良俗に反する行為またはそれらのおそれがある行為を行ったことが判明した場合

⑦本規約等に違反した、または違反するおそれがある場合

⑧その他ドコモが不適切と判断する行為を行ったことが判明した場合

⑨本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められる場合

⑩支払の停止があった場合、支払不能の状態に陥った場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあった場合、手形交換所の取引停止処分を受けた場合、または仮差押え、保全差押えもしくは差押えを受けた場合

⑪ドコモに重大な危害または損害を及ぼした場合

⑫その他本サービス利用契約を継続できないと認められる相当の事由がある場合

4. 次の各号のいずれかに該当した場合、本サービス利用契約は自動的に終了するものとし

ます。

①お客さまがビジネスプラス契約者であって、ビジネスプラスの利用にかかるお客さまとエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間の契約を解約された場合

②本サービスの全部が廃止となった場合

5. 本サービス利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度本サービス利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスのご利用情報（マイページ上の情報を含みます）を閲覧することはできません。

第 4 条（本規約・個別規約等の適用）

1. ドコモは、本サービス内の各コーナーにおいて、個別の規約等（以下「個別規約等」といいます）を定める場合があります。お客さまが当該コーナーをご利用される際には、当該個別規約等に定める利用条件も併せて適用されますので、当該個別規約等を事前に十分にご確認の上、ご利用ください。なお、本規約と個別規約等に定める利用条件が異なる場合は、特段の定めがない限り、個別規約等に定める利用条件が本規約に優先して適用されるものとします。

2. ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、ドコモが適切と判断した方法にて公表またはお客さまに通知することにより、本規約および個別規約等の内容を変更することができるものとし、変更日以降は、変更後の本規約および個別規約等が適用されるものとします。

①本規約および個別規約等の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき

②本規約および個別規約等の変更が、本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第 5 条（対象コンテンツについて）

1. 対象コンテンツの使用に関する条件については、ドコモが個別の対象コンテンツについて別途使用条件を定めない限り、第 6 条に定める対象コンテンツの使用条件が適用されます。なお、各対象コンテンツについて、ドコモが別途使用条件を定める場合には、お客さまは、対象コンテンツのご使用に当たり、本規約等のほか、ドコモが別途定める使用条件等を遵守いただく必要があります（各対象コンテンツについてドコモが別途使用条件等を定める場合には、各対象コンテンツの紹介ページ（リンク先を含みます）上に表示します）。

2. 対象コンテンツのご使用には指定アプリが必要となり、指定アプリのダウンロード・アップデート時および指定アプリのご使用に際する通信時には別途通信料がかかる場合があ

ります。なお、指定アプリの使用条件は、当該指定アプリ上に定めるものとします。

3. 対象コンテンツは、紙版の誌面またはドコモが別途定める「d マガジンご利用規約」に基づき提供する「d マガジン」とは閲覧できる記事および内容等が異なる場合があります。また、紙版では DVD、付録等の特典が同梱されている場合でも、本サービスには特典がつきません。

4. 対象コンテンツの閲覧には、別途通信料がかかる場合があります。

第 6 条（対象コンテンツの使用条件等）

1. ドコモは、本規約の規定に従って対象コンテンツを使用していただくという条件において、対象コンテンツの非独占的かつ譲渡不能の使用権を、お客さまに対して有償で許諾します。

2. 対象コンテンツにかかる著作権その他の知的財産権等の全ての権利は、対象コンテンツにかかる権利者に帰属するものであり、本規約による対象コンテンツの使用許諾は、お客さまに対して、対象コンテンツにかかるいかなる権利の譲渡または移転を認めるものではなく、本条に定める範囲を超えての対象コンテンツの利用または使用を認めるものではありません。

3. お客さまは、自己の費用と責任において、対象コンテンツを閲覧するために必要な本サービス対応端末、指定アプリその他の本サービスに必要な機器、ソフトウェアを準備するものとします。

4. 対象コンテンツは、本サービス対応端末にインストールされた指定アプリ（シリアルコードを登録済みのものに限り）上からのみ閲覧できます。なお、ドコモは、本サービス対応端末が全ての対象コンテンツに対応することを保証するものではありません。

5. お客さまは、対象コンテンツの使用等本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

①お客さまは、本条において明示的に許諾された範囲を超えて対象コンテンツを利用または使用してはなりません。

②お客さまは、対象コンテンツの全部または一部を複製、改変、改ざんし、または逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、「内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換すること」を指します）を行ってはなりません。

③お客さまは、対象コンテンツに付されている著作権表示その他の権利表示を除去または変更してはなりません。

④お客さまは、対象コンテンツの全部または一部を、本規約で明示的に認められている場合を除き、有償、無償を問わず第三者（エンドユーザーを含み、以下本条において同じとします）に販売、頒布、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます）、貸与、譲渡、再使用許諾もしくは開示し、または担保設定、リースその他処分をしてはなりません。

⑤お客さまは、本サービスを、ドコモもしくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利もしくは利益を侵害する行為、公序良俗に反する行為、犯罪を構成する行為、犯罪に結びつく行為もしくは法令に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為に利用してはなりません。なお、お客さまが本規約の規定に違反して本サービスを利用したことにより第三者との間で当該第三者の権利を侵害した、または侵害するおそれがあるとして紛争等が生じた場合は、お客さま自身の責任において当該紛争等を解決するものとし、これによりドコモが損害を被った場合には、ドコモは、自らが被った当該損害につき、その賠償をお客さまに請求できるものとしします。

⑥お客さまは、コンピュータウイルスなど有害なプログラムを、本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して使用しもしくは提供する行為、本サービスにかかる設備に対して過度な負担を与える行為、ドコモによる本サービスの提供を不能にする行為その他ドコモによる本サービスの提供に支障を与え、もしくはその運営を妨げる行為、またはそれらのおそれのある行為、その他ドコモが不適切と判断する行為をしてはなりません。

6. 対象コンテンツの内容および品質は、お客さまが本サービスにおいて対象コンテンツを閲覧される時点でドコモが合理的に提供可能な範囲のものとしします。

7. ドコモはお客さまに対し、対象コンテンツを含む本サービスについて、特定目的適合性、完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性、本サービス利用契約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます）の不存在、第三者の権利または利益の非侵害性その他について保証するものではなく、これらに関連してお客さまに損害が生じたとしてもその責任を負いません。また、対象コンテンツ上に Web ページへのリンクを掲載している場合がありますが、ドコモは、リンク先がドコモの管理するページである場合を除き、当該 Web ページの内容、安全性等を保証するものではありません。

8. 対象コンテンツに契約不適合がある場合においてドコモが契約不適合にかかる担保責任を負う期間は、お客さまが各対象コンテンツを閲覧可能である期間に限るものとし、お客さまが、当該期間内にドコモに対しドコモ所定の方法によりご連絡された場合に限り、ドコモは代替となる対象コンテンツ(同一の対象コンテンツに限りません。以下同じとします)を提供するよう努めますが、その実現を保証するものではありません。

第 7 条（認証）

1. ドコモは、お客さまによる本サービスのご利用に際し、指定アプリから登録されたシリアルコードにより、お客さまを認証します。なお、認証ができない場合には、お客さまは本サービスをご利用になれません。

2. 前項に定める認証がなされた場合、ドコモはお客さまご自身が本サービスを利用したものとみなすことができるものとし、お客さまのマイページ等上の情報など、お客さまの本サービスのご利用情報を表示する場合があります。

3. お客さまは、シリアルコードを厳重に管理するものとし、お客さまおよびお客さまの従

業員を含む（以下「お客さま等」といいます）第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはならないものとします。当該シリアルコードの管理不十分、利用上の過誤またはお客さま等以外の第三者による不正利用等については、お客さまが一切の責任を負い、ドコモは責任を負わないものとします。

第 8 条（本サービス利用料の支払いについて）

1. 本サービス利用料は、1 シリアルコードにつき月額 550 円（税込）とします。なお、本サービス利用料は日割計算をしませんので、月途中に本サービス利用契約が成立または終了した場合でも、1 ヶ月分の本サービス利用料をお支払いいただきます。また、本サービスの利用（指定アプリのダウンロード・アップデート、対象コンテンツの閲覧等を含みます）にあたっては、別途通信料がかかります。

2. 本サービス利用料のお支払い義務は、ドコモとお客さまとの間における本サービス利用契約の成立と同時に発生します。ただし、ドコモの都合により、第 2 条第 2 項に基づくお申込みの際にお客さまが申し出たサービス利用開始希望日（以下「利用開始希望日」といいます）より前に本サービス利用契約が成立した場合、お客さまは本サービス利用契約成立日から利用開始希望日の前日までの本サービス利用料のお支払いを要しないものとします。

3. お客さまは、本サービス利用料（次条の規定により、ドコモが請求事業者等へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

4. お客さまは、お客さまのご契約状況に応じて、本サービス利用料を以下いずれかの方法でお支払いいただきます。

①ビジネスプラス契約者の場合

- ・ビジネスプラス利用規約に定める方法により本サービス利用料をお支払いいただくものとします。

②ドコモから次条に基づき 本サービス利用料の債権を譲渡された事業者（以下「請求代理店」といいます）を通じて第 2 条第 2 項に定めるお申込みをされた場合

- ・(i) 本サービス利用料のお支払期日は、別途請求代理店が定める通りとします。
- ・(ii) 各月の本サービス利用料は、請求代理店が指定する期日までに請求代理店が発行する請求書に基づき当該請求代理店指定の方法によって支払うものとします。

③ ①および②のいずれにも該当しない場合

- ・(i) 本サービス利用料は後払いとなります。
- ・(ii) 各月の本サービス利用料は、ドコモが指定する期日までにドコモが発行する請求書に基づきドコモ指定の方法によって支払うものとします。

第 9 条（債権の譲渡等）

1. 前条第 4 項①のお客さまは、ドコモが本サービス利用料の債権を、ドコモが定める第三者（以下「請求事業者」といいます）に譲渡することを承認していただくものとし、前条第 4 項②のお客さまは、ドコモが本サービス利用料を請求代理店に譲渡することを承認していただきます（請求事業者と請求代理店を総称して、以下「請求事業者等」といいます）。この場合において、ドコモおよび請求事業者等は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2. 前条第 4 項①および②のお客さまは、ドコモが前項の規定に基づき請求事業者等へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所および契約者識別番号等の情報（請求事業者等がお客さまへ本サービス利用料を請求するために必要な情報であって、ドコモが別に定めるものに限り）をドコモが請求事業者等へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3. 前条第 4 項①および②のお客さまは、ドコモが第 1 項の規定に基づき請求事業者等へ譲渡した債権にかかわる情報（請求事業者等への支払状況に関するものであって、ドコモが別に定めるものに限り）を請求事業者等がドコモに提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第 10 条（お客さまの情報の取扱い）

1. ドコモは、本サービスの運営に関連して取得したお客さま等のパーソナルデータの取扱いについて、別途ドコモの定める「NTT ドコモプライバシーポリシー」において公表します。

2. ドコモは、お客さま等が閲覧された対象コンテンツ、対象コンテンツを閲覧した日時および回数等、本サービスの提供に当たり取得したお客さまの情報を、本サービス以外のサービス等の提供のために、前項に定める範囲で用いる場合があります。

第 11 条（本サービスの利用停止等）

1. ドコモは、第 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、ドコモの選択により、本サービス利用契約を解約することなく、また事前にお客さまに通知または周知することなく本サービスの全部または一部の機能の利用を停止することができるものとします。

2. ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にお客さまに通知または周知することなく、本サービスの全部または一部の機能の提供を中断または停止することができるものとします。

①本サービスにかかる機器、設備またはシステム等の保守上または工事上やむを得ない場合

②火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの運営ができなくなった場合

③本サービスにかかるシステムの障害等により、本サービスの運営ができなくなった場合

④災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する場合

⑤対象コンテンツにかかる権利者等からの申し出があった場合

⑥その他ドコモが運用上または技術上本サービスの提供の中断または停止が必要であると判断した場合

3. ドコモは、ドコモが適当と判断する方法により事前にお客さまに通知または周知することにより、本サービスの全部または一部の提供を廃止することができるものとします。

4. ドコモは、本条に基づく本サービスの全部もしくは一部の利用の停止、提供の中断もしくは停止または廃止等により、お客さまが損害を被った場合でも、その責任を負いません。

第 12 条（通知）

1. ドコモは、本サービスに関するお客さまへの通知を、次の各号のいずれかの方法により行うことができるものとします。

①お客さまが本サービス利用契約に関してドコモに届け出ているお客さまの名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知

②お客さまが本サービス利用契約に関してドコモに届けているメールアドレスへの電子メールによる通知

③その他ドコモが適当と判断した方法による通知

2. 前項各号の方法によるお客さまへの通知は、ドコモが特に指定する場合を除いて、ドコモが前項に定める通知を発した日になされたものとみなします。

3. ドコモは、第 1 項各号の方法の他、d マガジンサイト <<https://dmagazine.docomo.ne.jp>>にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するお客さまへの通知に替えることができるものとします。この場合、ドコモが当該通知内容を d マガジンサイト上に掲載した日をもって当該通知がお客さまに対してなされたものとみなします。

第 13 条（損害賠償）

1. ドコモは、本サービスの全部もしくは一部の利用の停止、提供の中断もしくは停止または提供の廃止等、ならびに本規約の変更、対応端末の指定の取消し、本サービス利用契約の解約および自動終了等によってお客さまおよびエンドユーザーが損害を被った場合でも、その責任を負いません。

2. ドコモが本サービスに関し、お客さままたはエンドユーザーに対し損害賠償責任を負う場合、ドコモが賠償する損害は、通常かつ直接の損害（第 8 条第 1 項に定める 1 か

月分の本サービス利用料を上限とします)に限るものとし、ドコモは、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負いません。

3. 本サービスに関してお客さままたはエンドユーザーが被った損害がドコモの故意または重大な過失に起因する場合、本規約または個別規約等においてドコモを免責し、または責任を制限する規定は適用しません。

第 14 条 (権利義務の譲渡の禁止) お客さまは、本規約に基づきドコモに対して有する権利またはドコモに対して負担する義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできないものとします。

第 15 条 (反社会的勢力の排除)

1. お客さまは、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

①自ら (法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます) が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者 (以下総称して「暴力団員等」といいます。) であること。

②お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配しているまたは関与していると認められる関係を有すること。

③自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、ドコモの信用を毀損し、またはドコモの業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

第 16 条 (準拠法および管轄)

1. 本規約の効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. お客様とドコモとの間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または当該お客様の住所地の地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

(以上)

2021 年 10 月 04 日制定

2021 年 12 月 23 日改定

2023 年 02 月 06 日改定

2023 年 06 月 30 日改定